

監査告示第19号

令和3年10月6日

鹿児島市監査委員	内	山	薫
同	小	迫	義仁
同	片	平	孝市
同	奥	山	よしじろう

令和3年度定期監査（第1回財務等監査）の結果に関する報告について（公表）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により公表します。

記

1 監査の基準

この監査は、鹿児島市監査基準に基づいて実施した。

2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく財務監査及び行政監査

3 監査の対象

(1) 対象局部課

市民局	谷山支所	総務課	市民課
	伊敷支所	総務市民課	
	吉野支所	総務市民課	
	吉田支所	総務市民課	
	桜島支所	桜島総務市民課	東桜島総務市民課
	喜入支所	総務市民課	
	松元支所	総務市民課	
	郡山支所	総務市民課	
健康福祉局	すこやか長寿部	長寿支援課	長寿あんしん課 介護保険課
産業局	農林水産部	農政総務課	都市農業センター 谷山農林課

観光交流局 国体推進部 国体総務課 国体競技課  
建設局 建設管理部 管理課 公園緑化課 河川港湾課  
消防局 総務課 中央消防署 西消防署 南消防署  
教育委員会 教育部 保健体育課 生涯学習課 生涯学習プラザ 女性会館  
中央公民館 鴨池公民館 城西公民館 谷山市民会館  
松元公民館 郡山公民館 谷山北公民館  
少年自然の家 中央学校給食センター

監査事務局

(2) 対象範囲

原則として令和3年4月1日から令和3年6月30日までに執行された事務事業

4 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、合規性の検証、経済性、効率性及び有効性等の観点から、また、組織及び運営に関し、その適正及び効率性・能率性の確保等の観点も加味し、次の項目について監査を実施した。

なお、今年度は、重点事項として(5)の項目を監査した。

(1) 収入事務

調定決議書（収入伝票）、現金領収帳、収入日計表等の収入事務、滞納整理事務の状況

(2) 支出事務

予算措置、予算執行、支出負担行為、履行確認、資金前渡事務の処理状況、支払等の支出事務の状況（補助金等の交付事務、委託契約事務の状況については令和2年度分も含む。）

(3) 物品会計事務

備品・物品出納の管理台帳等の整備、備品・物品の保管、在高の確認の状況

(4) 財産管理事務

土地、建物、工作物等の財産を管理する台帳等の整備、建物等の管理、財産の貸付・使用許可の状況

(5) 重点事項

内部統制の整備・運用状況について（収入事務）

(6) その他

自動車の運行管理、歳計外現金の適正な保管、基金の適正な運用など

5 監査の主な実施内容

本市監査基準に基づいて財務に関する事務等の執行及び経営に係る事業の管理等については、諸帳簿、関係書類等の抽出による調査を行い、重点事項については、調査票及びマニユ

アル等の提出を求め、内部統制の整備状況及び運用状況の確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 6 監査の実施場所及び日程

### (1) 実施場所

監査事務局及び監査対象局部課執務室

### (2) 実施日程

令和3年8月3日から同年10月6日まで

## 7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び事務事業の実施については、おおむね適正になされていると認めたが、一部に改善を要する事項があった。

なお、事務処理上留意すべき軽微な事項については、指導事項として各所属長に別途指示した。

また、収入事務に係る内部統制の整備状況及び運用状況は、おおむね適切であったが、一部前例踏襲により法令等の十分な確認をしないままミスが発生している事例があった。

各局部の監査結果は次のとおりであった。

### (1) 市民局 谷山支所、伊敷支所、吉野支所、吉田支所、桜島支所、喜入支所、松元支所、郡山支所

指摘事項なし

### (2) 健康福祉局 すこやか長寿部

指摘事項なし

### (3) 産業局 農林水産部

[指摘事項]

- ・ 鹿児島市農村研修施設の使用については、鹿児島市農村研修施設条例第3条第1項によると、農村研修施設の施設及び附属設備を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないとなっている。また、その許可事務は、本来課長の専決事項であるが、平成21年4月1日付行管第3-2号「農政総務課長及び谷山農林課長の専決事項の一部を農林事務所長に専決させることについて」において、事務処理を効率化、迅速化し、事務所機能の充実を図るため農林事務所長の専決事項としている。

また、農村研修施設の使用料の減免については、市決裁規程第18条第1項第6号により課長の専決事項となっている。

しかしながら、郡山農林事務所においては、所長の決裁がないまま使用を許可したものが230件（全件）、農政総務課長の決裁がないまま使用料を免除したも

のが18件（全件）あった。

また、松元農林事務所においては、所長の決裁により使用料を免除したものが4件（全件）あった。（農政総務課）

(4) 観光交流局 国体推進部

指摘事項なし

(5) 建設局 建設管理部

指摘事項なし

(6) 消防局

指摘事項なし

(7) 教育委員会 教育部

指摘事項なし

(8) 監査事務局

指摘事項なし

[参考]

監査の結果における指摘事項等の区分は次のとおり

区分	基準
指導事項	改善又は是正を要するが、内容が比較的軽微で指摘事項に至らないと認められるもの
指摘事項	法令、条例、規則等に違反しているもの及び法令等に違反はないが指摘すべき事項であると認められるもの
意見	改善について検討を求めるもの